

「大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム」  
に採用された学生の日本学生支援機構第一種奨学金「特に優れた業績による返還免除」  
申請制限について

標記の件について、国の方針により、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」又は「次世代研究者挑戦的研究プログラム」（以下、「フェローシップ事業等」という）の支援を受ける又は受けた者は、以下の制限を受ける旨、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）から通知がありましたので、お知らせします。

---

【「フェローシップ事業等」と「特に優れた業績による返還免除」の重複制限】

令和5年度以降に大学院博士課程（博士後期課程、医歯薬学博士課程及び5年一貫制博士課程を含む）で日本学生支援機構（JASSO）の第一種奨学金に採用された場合は当該課程における第一種奨学金の「特に優れた業績による返還免除」（以下、「業績免除」という）の申請を認めない。

なお、令和5年度以降に第一種奨学金に採用された者がフェローシップ事業等の支援を受けることになり、フェローシップ事業等の支援を受ける前に第一種奨学金を辞退した場合でも、業績免除の申請は認めない。

また、令和5年度以降に第一種奨学金に採用された者について、第一種奨学金の貸与を受ける前にフェローシップ事業等の支援が終了した場合でも、業績免除の申請は認めない。

※1 第一種奨学金の採用年度にかかわらず、フェローシップ事業等の支援を受けながら第一種奨学金の貸与を受けることは可能です。

※2 令和4年度以前に採用された第一種奨学金については、フェローシップ事業等の支援の対象者であっても「特に優れた業績による返還免除」に申請可能です。

※3 一貫制博士課程（生命機能研究科）の学生の場合、3年次（博士後期課程相当）への進級が令和5年度以降であっても、当該課程で令和4年度までに採用された第一種奨学金については「特に優れた業績による返還免除」に申請可能です。

---

上記を踏まえ令和5年度以降に採用された第一種奨学金の業績免除を希望するため、「大阪大学学際融合を推進し社会実装を担う次世代挑戦的研究者育成プロジェクト」の採用を辞退する場合は、2023年3月28日（火）午前10：00までに次世代研究者育成推進室事務局まで申し出てください。

本件問合せ・手続き先：

大阪大学

国際共創大学院支援事務室/次世代研究者育成推進室

contact-handai-jisedai@office.osaka-u.ac.jp